都市計画法改正に対する私たちの

これに対して外部では、例えば神

に関してはアイデア続出だが、もうによる各論考は、ほとんどが「規制」(第一法規)は、予想していた視されているが、外部の世界とは様々に共鳴が始まったと感じられる徐々に共鳴が始まったと感じられる徐々に共鳴が始まったと感じられるおれている。同書で紹介した森記念されている。同書で紹介した森記念されている。同書で紹介した森記念が市計画法改正案や、その後の、本誌2号、27号のそれぞれの専門家本誌2号、27号のそれぞれの専門家による各論考は、ほとんどが「規制」(事業論は除く)として理解されている。同書で紹介した森記念がまる。

野直彦『分かち合いの経済学』は、経済学の分野でも、従来の自由市場と貨幣経済中心の学問に対する根本的転換が要請されていること、そのキーワードとして「オムソーリ」(スウェーデン語)という根源的な哲学の下に、新たな相互扶助(社会保障、医療、福祉などを含む)システムをつくる必要があると主張する。これは今回の座談会にも見るように法学としての総有論と深いところで共鳴しているように思われる。現在、日本は民主党政権の誕生に現在、日本は民主党政権の誕生に

ろう。

この程度にして、さっそく本題に入う。そこで、分かち合いの経済学と同じように、総有論をこのようなパラダイム転換の方向を指し示す概念として提示したい。さて、前書きは戦の敗戦とマッカーサーによる占領

起きているか?

頭に都市計画の内部では総有論に対法も都市問題に即して設計されなけいがある。とは、従って都市計画はも都市問題に即して設計されなけいがある。そので重要なことは、従って都市計画ををがある。ということである。

関心がみられない。

つの土地所有権についてはあまり

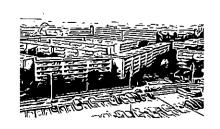
えている。大きくいえば、これはペ

象徴されるように時代の転換期を迎

リー来航と明治維新、第二次世界大

提示しておこう。

きな理由と考えるいくつかの事実を のである。そこでまず私が転換の大 ない)のではないか、と考えている がそのまま改正につながるわけでは 正には政治的な要因があり、原理論 けてどのように法改正をするかとい ろん根源的な問題提起と、それを受 今やもう道具として使えない(もち となっている都市計画法そのものが はないか?しかし、私はその前提 改正してみようと考えているからで 市問題を解決するために、少しだけ が、それは多くの論者が「現在の都 う問題は同じレベルではない。法改 市計画法」を前提にして、現在の都 してあまり反応が見られないとした



①都市の人口動態

東京一極集中が今後も進み、地方都市はますます過疎化していく。将来の人口予測(これは団塊の世代及びその子供である団塊ジュニアたちの動向が決定的な影響力を持っている)を見ると、都市の状態はおおよる。

このようにみてくると、

日本の人

30%前後減少する。
①団塊の世代が都市に流出し、第二以では高齢化が進展し、全体的に極域では高齢化が進展し、全体的に極域では高齢化が進展し、全体的に極大には高齢化が進展し、全体的に極大には高齢化が進展し、

老朽化が進み、廃墟化していく。 ②団塊の世代が流入したが、団塊ジュニアが流出している地域。群馬県、 ちの地域では団塊の世代が大量に定 らの地域では団塊の世代が大量に定 が、これを支える団塊ジュニアが足 が、これを支える団塊ジュニアが足 りない。特に団塊世代の流入時に作 られたニュータウンなどは高齢化 を朽化が進み、廃墟化していく。

> 起きてもわずかである。 (大口減少はしばらく起きないか、 が化するが、引き続き再開発(高層 県など。ニュータウンは高齢化、老

えないというのが出発点である。 まで拡大する。当然のことながら、 まで拡大する。当然のことながら、 もしこの現象を防ごうとするのであ れば、もはや現行法のような各地域 の都市計画が同一になる設計はあり

(2)新しい現象

①一人暮らし世帯の増加化し、それが加速されていく。をれが加速されていく。

一人暮らし世帯の増加は全国的に一人暮らし世帯の増加は全国的にこれる。東京も意外に深刻である。23区をみると「一人世帯」は18・9%である。23区をみると「一人世帯」は18・9%である。23区をみると「一人世帯」は新宿区が57・9%、渋谷区は18・9%である。東京も意外に深刻である。

ジュニアが再流入している地域。

東

神奈川県、

埼玉県南部、

愛知

③団塊の世代が流入し、さらに団塊

である。 する福祉、 が心配されている。 者が圧倒的に多い。孤独死や無縁死 暮らしには学生などもいるが、 くと予想されている。 都心が高く、 になるという。 44 0 % 005年の「一人世帯」は、 増加することが予測されている。 009年3月) 世帯数の予測」(総務局統計部、 2025年には45・7% 医療、 徐々に外に広がってい でも「一人世帯」が 一人暮らしの比率は 介護の充実が必要 この人たちに対 もちろん一人 区部で 高齢 2 2

②買い物難民*2

について検討した。 征彦明治大学教授)を設置し、 便を感じている人たちが増加してい 定義し、そのような人たちは600 ともに、食料品等の日常の買い物が 者を「流通機能や交通網の弱体化と 010年5月) によれば、 のより大きな発展の方向性・あり方 流通のあり方研究会」(座長:上原 ため、「地域生活インフラを支える るなど地域の新たな課題に対応する 困難な状況に置かれている人々」と 経済産業省は、 地域で買い物に不 その報告書 買い物弱 流通 $\widehat{2}$

> なろう。 体、 字はただものではない。 団地等で見られ始めているという。 者が多く暮らす過疎地ばかりでな 高齢者3000人に対するアンケー 齢者3717万人に、 万人にのぼると推計 ここでいう「600万人」という数 している。 る人の割合16・6%を掛けたもの) トで日常の買い物に不便を感じてい そして国挙げての対策が必要と 高度成長期に建てられた大規模 その増加の兆候は、 (60歳以上の高 内閣府による 地域、 高齢

③商店街の衰退

地方都市の中心街、特に商業、サービス業が集積する区域(中心商店街区域)では、ほぼ全国的に所有権が組分化し、建物が老朽化する一方、不動産の所有と利用の分離が進まず、共同利用の合意も形成できず、改築投資・再開発が停滞し、空き店は全国的に所有権が、空き地が放置される等空洞化が進まった。

具体的な政策が必要である。以上の①、②、③について、個別

(3)所有権の放棄

総有論の観点から留意しておかなければならないのは、「所有権の放棄」という現実である。バブルの頃、つまり1985年から始まった地価高騰時、土地は最大の商品であり、土建国家といわれたように、都市の土地だけでなく、リゾート地やゴルフ場用地などとして、山や森から農地、河川敷きなど、土地であればど地、河川敷きなど、土地であればど地、河川敷きなど、土地であればどカが権利としてオールマイティの商品であったからである。

は、これと正反対の現 となって林業の衰退と相続に はる所有権の細分化が重なって所有 とる所有権の細分化が重なって所有 とる所有権の細分化が重なって所有 は、維持管理に無関心になり、荒 れ放題となった。またそれは農地に も波及した。いわゆる耕作放棄地 も波及した。いわゆる耕作放棄地 も波及した。いわゆる耕作放棄地 を対けれた。またそれは農地に を対ける。 となった。またそれは農地に を対ける。 となった。 となった。 となって所有 を対した。 となった。 とな。 となった。 とな。 となった。 となった。 となった。 となった。 となった。 となった。 となった。 と

> 地全体のおよそ8・3%(200 年の数値で、耕地面積469・2万 年の数値で、耕地面積469・2万 年の数値で、耕地面積469・2万 さらにそれが居住地に及んだのが でる。多くの集落がまもなく「居住 なる。多くの集落がまもなく「居住 なる。多くの集落がまもなく「居住 なる。多くの集落がまもなく「居住 なる。多くの集落がまもなく「居住 なる。多くの集落がまもなく「居住 なる。多くの集落がまもなく「居住 なる。りにまで拡大している。 本の所有権放棄が始まるのである。 そして、限界集落というと私たち そして、限界集落というと私たち るが、実は「限界集落」現象は東京

①東京都新宿区の社会福祉協議会の ・ (正とがわかった。超高齢化が判明 ・ したのは総戸数約2300戸の「戸 ・ したのは総戸数約2300戸の「戸 ・ したのは総戸数約2300戸の「戸 がち割超の「限界集落」は存続が困 がも割超の「限界集落」は存続が困 がも割超の「限界集落」は存続が困 がも割超の「限界集落」は存続が出 がも割超の「限界集落」は存続が出 がも、と、65歳以上の住民が半 がも、2008年9

い。 地方都市ももちろん例外ではな

②北九州市門司区の市営後楽町団地

土地」と定義している)が全国の農

009年4月18日)。 には約200人が暮らしているが、 そのほとんどが独居高齢者だ。65歳 送し、共同体としての維持が限界に 送し、共同体としての維持が限界に はるかにしのいでいる(読売新聞2

③さらにマンション。1981年よりも前の耐震基準で建てられたマンションは、2009年4月現在で146万1056戸。このうち建て替えができたのは2008年10月までで129戸にすぎない。全国で膨大な数のマンションが老朽化していな数のマンションが老朽化していな数のマンションが老朽化していく。2002年にマンション建て替えができるようになったが、住民の利害関係や思惑が錯綜し、建て替えへの合意形成はなかなか進まないのが現状である。

見逃してはならない。

「強制収用」するには公共性がなけれい時害になる。その所有権の絶対性が反対に対してある。その所有権の絶対性が反対に対しながに立ち入ることさえできず、のために立ち入ることさえできず、のために立ち入ることされらの放棄物件についてはかの

すなわち廃墟化し、放置される以外ばならないから、それもできない。

にないのである。

時、 隣のマンションが廃墟化しつつある てみれば、それは自明であろう。 ばほんの一時的な解決にすぎない。 それはこのような全体問題からすれ されている。これらの提案はもちろ はこれに対して何ができるかと問う どかは緩和されるであろう。 実現されればこれら都市問題も何ほ ティ・マネージャーなどの提案がな 町内会の復権やNPO、あるいはシ ダウンゾーニング、地区計画の充実: 都市と農村との共存、地域活性化 自治体との協働、コンパクトシティ、 題意識であり、出発点なのである。 ん疑いもなく有用であり、それらが 都市計画法改正案として、住民参加 ではないのか? これが私たちの このようなことの全体が都市問 あなたは、自治体は、そして国

合には意味をもたないということが活発、あるいは死を迎えつつある場発である場合には有効だが、逆に不発である規制」は、土地所有権が活

うことなのである。 まな形態をとって進行していくとい ような事態が全国で、しかもさまざ 減と高齢化社会の到来」とは、 確認されなければならない。「人口 先の

都市計画とは何 か

域制も、 にシンプルなことなのである。土地 り、何のために計画するかといえば 問題ではないとみるのであろう。し 問題であって、何も都市計画固有の ちは、このような問題は社会一般の 率直に言えば、都市計画内部の人た 果たすことができるのであろうか。 では前記のような都市問題につい は 法がこれまで国民と遊離していたの いう動機から発明された。都市計画 利用規制の重要な道具である用途地 人々を幸福にするためというまこと 通り都市を計画するということであ する認識である。 かしこれは都市計画法の歴史を看過 を解決する道具であるとした。それ さて、 都市計画法はどのような役割を 日本ではこの幸福の実現という まさしくこの幸福にすると 一で都市計画法は都市問題 都市計画とは文字

> 比較して検証しておきたい。 イギリスと日本の都市計画の歴史を シンプルな課題に向き合ってこなか ったからなのではないか。この点を

①イギリスの都市計画

だとされている。 て1909年のイギリス都市計画法 るものが始まったのは、世界的に見 ①人間としての最低限の生活の確保 いわゆる近代都市計画法といわれ

道、 り、 手段も未発達であり、労働者は職場 革命が始まり、農村から都市への人 温床となったのである。 まざるを得なかった。これが「スラ まで歩いて通える範囲に密集して住 めて劣悪であった。また当時は交通 策が不十分であり、衛生条件はきわ の都市はいまだ「中世」のままであ 口集中が始まった。当時、イギリス の蒸気機関の発明に象徴される産業 ム」となり、コレラなどの伝染病の イギリスでは18世紀後半、ワット ゴミや廃棄物の処理、伝染病対 流入する人口に対応する上下水

め 「迷惑行為取締り法(Nuisances ギリス政府はこれに対処するた

> となった。 となり、これが「都市計画」の原点 という観点から「都市の改造」が目標 でなく、公衆衛生および住宅の確保 れる。そしてこれらの個別対応だけ Act)] (1875年。当時の内務大 Labourers Dwelling Improvement 工労働者住宅改良法(Artisans 衆衛生法(Public Health Act)」(1 Clauses Act)」(1847年)、「公 市改良法(Town Improvement Removal Act)」(1846年)、「都 Act)」と呼ばれる) などが制定さ 臣の姓をとって「クロス法 全体のクリアランスを目指した「職 さらにその後、不衛生地区 (スラム) 848)などを次々と制定していく。 (Cross

Town Planning Etc.Act) | (→90 する「住宅・都市計画法 由で公営住宅の建設は進まなかっ 働者のための住宅が建設されたが、 ド、リバプールなどの大都市では労 ンドン、グラスゴー、シェフィール にも制度的にも強化されていく。 大多数の地方自治体では財政上の理 た。そこで自治体に住宅建設を強制 20世紀に入ると、都市改造は物的 (Housing П

> ②人間としての普通の生活 低限の保障」であった。 が人間として生きていくための スラムの除去と住宅の建設は、 工場地帯と住宅地の分離、あるいは 9年)が制定され、これが世界初の になる。公衆衛生を徹底するための 「近代都市計画法」と呼ばれるよう 人間

「国土全体」の問題となったのであ た。 で、 正する政策を提案する」としてバー 都市計画は ュータウンの建設など)がうたわれ 「過密と過疎」の解消(具体的にはニ 1940年にまとめられた報告書 て、一挙に国レベルの政策となった。 因を究明し、今後の方向を予測して、 党のネビル・チェンバレン首相 にとって害であるとし、そこでは ロー委員会を設立したことによっ 大都市または一定地域への集中を是 口の分布状況をもたらすに至った原 1940年)が「現在の産業及び人 (Neville Chamberlain 1869年~ 、の産業と人口の集中は社会的利益 1930年代末、都市計画は保守 都市計 同委員会はロンドンなど大都 一画史の観点から言えば 「都市」にとどまらず、

えば、 とみなされたことを確認しておきた またその国土全体の観点からい 一極集中はそれ自体が「悪」

を企画したのもこのころである。 万ないし3万人の緑に包まれた職住 市近郊に中産階級のために、人口2 体の「田園都市」(「明日の都市」) かのエベネザー・ハワードが大都

ための営みである。 間としての「普通の生活の構築」の 生活の保障とすれば、 住宅の建設を人間としての最低限の となっている。スラムの除去と公営 して生き残り、現在でもそれぞれが はイギリスの都市計画の根本思想と 中断されたが、田園都市のイメージ この政策は第二次世界大戦で一時 分権的でしかも美しい都市 田園都市は人

てきた。

史や文化の継承 ③人間としての質の生活の向上と歴

ある景観を破壊していると批判し、

くるようになる。 後、二つの潮流が大きく相対立して 発展したわけではなく、 しかし、イギリスもその後順調に 第二次大戦

まや世界中を席巻しているコンク つは、もちろん日本だけでなく

> 世界を支配し、 高速道路が走る。このイメージは全 空間、太陽の確保を目標に、 「高層ビル」(近代建築) への対処で ルのまわりに公園を配置し、 ネ憲章の「機能主義都市計画」として 製品をバックにして生まれてくる リート、 結晶した) である。輝く都市では緑 はスイスの建築家ル・コルビジェの ある。高層ビル(垂直都市)の元祖 「輝く都市」(これは1933年アテ ガラス、 イギリスにも浸透し 鉄という大量工業 高いビ 周辺を

リスのチャールズ皇太子であり、 そのリーダーとなっているのがイギ られていないが、イギリスではこれ は高層ビルがイギリスの秩序や伝統 と正反対の動きも大きな力を持つ。 もう一つは、日本ではほとんど知 彼

だという。彼はその著書『英国の未 来像』(出口保夫訳 持続可能な都市づくりに活かすべき ィを再評価し、これを都市の再生や ってイギリスの伝統的なコミュニテ ッジ・グループ」という団体をつく 同時に自ら率先して「アーバンビレ 東京書籍)で、

> 装飾、 ルと対峙している。 の歴史や文化を切断している高いビ ティ」を挙げ、 づけ、尺度、 建築の原則として「場所、 芸術、 調和、 看板と照明、 いわば無国籍で地域 囲い地、 建築の格 コミュニ 材料、

ていくか、すなわち何を「幸福」と 考えるかという哲学と対面するよう 人々が、今後どのような生き方をし とができる。都市計画は、 き方の質をめぐる対立としてみるこ 人間として普通の暮らしを確保した このような対立は、 都市の質=生 ある程度

事業の突出という特異点はあるが

公衆衛生の思想と同様である。公共

(2)日本の都市政策

になったのである。

決するための道具であると定義した 重要施設の計画」 寧を維持し又は福祉を増進する為の 防空、経済等に関し永久に公共の安 では都市計画は「交通、衛生、保安、 葉が法文上登場したのは1919年 れてきた。日本で都市計画という言 の旧都市計画法が最初であり、そこ して「都市の膨張」を前提にして作ら 日本の都市政策は、 先に都市計画とは都市問題を解 (第1条) であっ 今日まで一貫

う政策であった。

のことなのであり、これが今に続く 4種類の土地利用規制はイギリスの すなわち都市計画とは、 法にはその特徴が貫徹されている よりも道路などの「都市施設の建設 が、良くも悪しくもこの旧都市計 「公共事業」の原点ともなっている 日本では何

だという観点から始まった。 1945 (昭和20) 年8月15 П

しての最低限の生活を確保するもの 総じて日本でも都市計画とは人間と

地を区画整理することと、都市施設 始められる。そこでとられたのは土 り破壊され疲弊した都市の復興から 市 の整備を一層強化して推進するとい んだ。戦後の都市政策は、 り焼上と化した。被害は120余都 はアメリカ軍の空襲と原爆投下によ 我が国は敗戦を迎えた。 罹災面積は約63000 hに及 日本の国 戦争によ

国に配置してそれらを結ぶ高速道 して、 せるとともに、新産業都市などを全 戦災復興後、高度経済成長を目指 日本では既存の都市を拡大さ

圃

ŋ も記憶に新しい。 本政治の独特な構造が生まれたこと 政・官・財のトライアングルという日 なるという信仰があった。その間 生活を享楽でき、経済的にも豊かに り出すという物質崇拝の思想があ は土木事業そのものが経済発展を作 強力に推し進められた。その背景に 報ネットワークの構築などの政策が 路、 国民もまたそれによって便利な 新幹線、 空港の建設、そして情

る。 この法律に基づいて1962 例をみない「開発」王国を演出する 額1000兆円という、世界史上に 第四次全国総合開発計画では総投資 策定され、1987 37) 年に最初の全国総合開発計画が 国総合開発計画は、 た1977 (昭和52) 年の第三次全 全く異なった道をめざしたのであ をめざした第二期、 を「悪」として、都市の分散と自立 ものとなった。イギリスが一極集中 25) 年制定の国土総合開発法である。 これを支えたのが1950 ちなみに、定住圏構想を柱とし ハワードの「田園都市計画 日本はそれとは イギリスのエベ (昭和62) 年の (昭和 (昭 和

徴を一言で言えば、強力な中央集権 う時の「法」とはこれを指す。その特 体制の下、全国総合開発計画の圧倒 現在私たちが「都市計画法改正」とい 都市を規定する重要な法律であり、 建築基準法は、日本の戦後復興後の 9年都市開発法、1970年の改正 り、社会に定着することはなかった。 あった大平総理大臣の急逝などもあ と親近感を有していたが、主唱者で 1968年の都市計画法、 1 9 6

払い、 である「人間の生活の質」を追求し きりと制度的に担保したのである。 ビジェ)への傾斜を、 期にみられる「超高層」(ル・コル ができるであろう。イギリスの第三 開発を促進しようとしたということ 体都市)を採用することによって、 という高さ制限 の住居系地域20m、商業系地域31 なお、イギリスのもう一つの潮流 高さ無制限という容積率 (平面都市)を取り 日本でははっ 立

> 実である。 の10原則とはほど遠いというのが現

もしれない。 逆戻りし始めたといってもよいのか い物難民などを考えると第一段階に れている。そしてまた、孤独死や買 の都市計画は国民の要望とはかけ離 よいだろう。 とは大きく道を分岐した、といって 本は第一段階を克服し、 上」をめざす第三段階ではイギリス の、「普通の生活」から「質への向 かろうじてクリアしつつあるもの 先の三段階論でいえば、 高い建物を建てるだけ 第二段階は 総じて日

的な開発圧力の影響を受けて、

従来

m

のか? (3)何故このような相違が生じてきた

は公的にコントロールされている。 といっても都市や住宅の観念の違い 生活の場であり、 きた。イギリスでは住宅はもちろん て生産され、その流通が奨励されて るという観念のもと、 長以降、土地はオールマイティであ が大きい。日本では特に高度経済成 じてきたのであろうか。それはなん それでは何故このような差異が生 それを中心に都市 全て商品とし

たものとして、日本にも「景観法」

(2004年)

しかし

年も前の住宅に住んでいるという点 ŋ 文化的なことを言えば、 もある。 化を好まず、多くの人は今でも何百 でも見られるようにあまり急激な変 しかたや地域の空間・環境をすっか 前まで存在していた伝統的な生活 んどのところでつい30~40年くら かなぐり捨ててしまったのに対 イギリスではヨーロッパのどこ 日本はほと

積であり、 積率とは敷地面積に対する延べ床面 差であるということができよう。 の容積率制とイギリスの開発許可 シンボリックに表しているのが日本 きない がなければならず、自由には利用で もと女王のものであり、 に対してイギリスでは、土地はもと が自由である(建築の自由)。これ うに利用しようが、誰に売却しよう ィであり、 日本では土地所有権はオールマイテ 所有権の相違があると考えている。 生む根源的なものとして、私は土地 ことができるが、そのような差異を その他いくつもその相違をあげる (建築不自由)。この差異を 原則としてそれをどのよ 簡単に言えばどのくらい 公的な許可

まり、 それは

チャールズ皇太子のいう建築

「形態と意匠」の規制にとど が登場した。

イギリスの開発許可制とは、建物
規制緩和をくり返しながら超高層ビ
ルをつくるのに躍起となってきた。

れる。 どのように利用してもかまわないと 層ビルは土地の商品化からもたらさ は実はばらばらに生起しているので ければならない。 るいは絶対的所有権にメスを入れな その前提であるこの建築の自由、あ 層を本質的に規制しようとすれば、 しているのである。したがって超高 与えられているということから発生 がっているということである。 はなく、これらがいわば論理的に繋 注意すべきことは、このような要因 いう、土地に対して絶対的な価値が 土地の商品化は自分の土地は 超高

二 総有論の対置

このような問題意識のもとで、この私たちが主張している総有論は、

る。

を止揚しようとしたものである。 に見た事実、特に所有権の放棄現象 に見た事実、特に所有権の放棄現象 は社会全体としての協力、援助を必 は社会全体としての協力、援助を必 だが、それは所有権の内部でも担保

(1)総有とは

などを重視するというものである。

の形態や色彩などから判断し、

がその地域になじむかどうかを建物

所有には、土地や建物などを国、自治体、企業、個人等が単独で所有自治体、企業、個人等が単独で所有を複数主体が所有し利用する共同所を複数主体が所有し利用する単独所有と複数主体が所有であるが、土地あるい分は単独所有である。そしてこの共有部分ははエントランスホール、階段などははエントランスホール、階段などははエントランスホール、階段などははエントランスホール、階段などははエントランスホール、階段などを国、共有である。そしてこの共有部分はよび総有がある。

意がなければできない)されるが、 可能なのは共有と総有であるが、共 有はその利用が持分権によって制限 すなるばマンションの建て替えは がたえばマンションの建て替えは が、共

> る。 持分権の譲渡は原則自由とされてい

「総有」は、その代表的な例といわれる「入会権」を想起すればわかわれる「入会権」を想起すればわかるように、原理的には村落共同体なるように、原理的には村落共同体なに利用し、その利益を全体で得て、に利用し、その利益を全体で得て、に対する総有的権利を他に売却するに対する総有的権利を他に売却することはできず(構成員の内部では可に対する総有的権利を他に売却するというものである。、共同体からの離脱は権能である)、共同体からの離脱は権能である)、共同体からの離脱は権利の放棄となる。

株組合、そして溜池や神社有地など、 株組合、そして溜池や神社有地など、 第一次産業と結びつく「共同体が存 第一次産業と結びつく「共同体が存 をしてきたところ、あるいは「特 などで認められてきた、民法第26 などで認められてきた、民法第26 などで認められてきた、民法第26 などで認められてきた、民法第26 などで認められてきた、民法第26 などで認められてきた、民法第26 などで認められてきた、民法第26 などである。なお、1949年の漁業法 は、総有を「共同漁業権」として近 は、総有を「共同漁業権」として近

くだろう。

これに自治体やNPOが加わってい

(2)現代的総有

しかし今回改めて総有論を提起するのは、実はこのような慣習としての権利をそのまま復古的に再生しようとするものではない。これは現代の都市問題を解決するために総有的の都市問題を解決するために総有的の都市問題を解決するという新しい所有権概念を構築するという試みなのであり、そこには現代のあらゆる法的テクニを構築するという試みなのであり、

これまで現地調査をしながらその 利用形態を研究してきた平竹耕三の 『コモンズと永続する地域社会』(日 本評論社)によれば、総有的土地利 用は、その地域の特性に応じて、 様々な形態をとっている。 まず主体がかつてのような村落共 まずではなく、会社、公益法人、組

これを第三者に賃貸し、総有的利用それぞれの主体が一元的に所有し、理という視点で整理すると、土地は区の相国寺を土地、建物、空間の管区の相国寺を土地、建物、空間の管

有と空間管理)を行っている。(建物については一元所有、個人所

と利用が行われているということが 媒介にしながら、 こでは「総有」という民法概念がそ 肝心なのである。 賃貸(信託)などの近代的な契約を く、所有と利用のそれぞれについて、 のまま適用されるというのではな 化されている例である。つまり、こ 個別所有であるが、その利用が一元 の株式会社黒壁は、土地、 が一元化されている。滋賀県長浜市 地所有は個別であるがその利用方法 の株式会社グリーンちゅうずは、土 また、琵琶湖東南(滋賀県野洲市 総有的な土地所有 建物とも

もう一度強調すれば、現代的総有 は民法上の、慣習に基づく権利をそ のまま適用するというのではなく、 土地や建物の総有的な利用をめざし て近代的な所有、賃貸の契約を援用 しながら新たに構築するというもの である。

ークに達した。なぜ商店街で総有なの丸亀町商店街の再開発でいわばピ街を全面的に更新した香川県高松市この総有的土地利用は、旧い商店

る上で極めて貴重な実験と言える。のか。これは今後の総有の展開を見

(3)高松市丸亀町商店街の概要

と等価交換し、 地権者の土地を建物の床(権利床) のだ。通常、 理・運営を行う会社である。つまり づくり株式会社は再開発ビルの管 取得を目的とする会社であり、 社と高松丸亀町まちづくり株式会社 とづく第一種市街地再開発事業であ 集中した市の中心部に位置する。 土地の保有と運営が分離されている がつくられた。壱番街社は保留床の 合以外に、高松丸亀町壱番街株式会 るが、施行者である市街地再開発組 めている。事業は都市再開発法にも 100年をめざしたまちづくりを始 亀町商店街では1983年から次の 南側、県庁や市役所、オフィス街の 瀬戸内海沿いにある高松城の少し 高松市丸亀町商店街は、 再開発をする場合は その残った床 同市北部 (保留 まち 丸

う。

離されない。丸亀町では、地権者は土地は共有になって所有と利用が分ため、事業後は、建物は区分所有に、床)が土地所有権つきで売却される

よう。 地権者と一緒に事業を進め、 デザインを実現できる。 ことができるので統一的な町並み、 街社が一元的に店舗の構成を決める 地代をもらう。 く総有的 地権者に分配するというのはまさし 面、土地所有者として壱番街社から きはテナントとして家賃を払う反 の所有者が再開発ビルで営業すると 地の所有と利用が分離される。 は個々の所有者で、土地の利用権は 建物の保留床については壱番街社が ら壱番街社が賃借する。土地の所有 買取り、 従来どおり土地を所有し続けるが、 一元的に壱番街社に帰属するため土 権利床については権利者か (共同的) 借地権者である壱番 土地利用といえ 壱番街社は 利益を 土地

明している。
明している。
明している。
明している。
明している。
明している。

で第一に重要なのはデザインであ『中心市街地に限らず、まちづくり

る。 る。 ちづくりと呼ぶことは許されるだろ ティの価値を表すデザインとコミュ その風土・場所に根ざしたデザイン 社は表裏である。これを総有論のま ニティの価値を実現する街づくり会 ってはじめて実現される。 おいて共有され、コミュニティによ べきデザインとしてコミュニティに の原理を読み取り、 わせつつ継承することが大前提とな らすデザインである。 で実現してきた、空間に生命をもた このようなデザインは、 ただし、 人間が歴史を通して都市や建築 新奇なデザインではな 時代の要求にあ 基本的には コミュニ 目指す

快適な市民生活の場とすることが目 体的には、 そこがその都市の市民が集い す。中心市街地再生の最大の目標は 者の関係を規定する。そこでは、空 き・憩う場所になることである。 間のデザインが決定的な役割を果た で言えば家族成員間の関係を、 みで言えば家族と家族、 ョンそして社会関係を律する。 空間は人と人とのコミュニケーシ 公共空間=通りを豊か 住民と来訪 . 働 住宅 町 其 並

ばい、こうのこ、スキー、ごはな標となる。この目標を達成するのは

る。

09年6月))。

これらはまさしく総有概念の新しらず、団地、限界集落、そして人口らず、団地、限界集落、そして人口りも「人が集い、働き、憩う場所」が必要であり、そのためのデザインが必要であり、そのためのデザインが必要であり、そのためのデザインが必要であり、そのためのデザインが必要であり、そのためのデザインは必然的に総有的土地利用を必要とは必然的に総有的土地利用を必要とするという論は鋭い。実際に責任をするという論は鋭い。実際に責任をするという論は鋭い。実際に責任をするという論は鋭い。

いるからである

四 経済学との接点

そして最近、このような総有の必然性を経済学の観点から明らかにしたのが、神野直彦『「分かち合い」の経済学』である。ここには経済学の経済学』である。ここには経済学と総有論=法学との豊かな交流が生と総有論=法学との豊かな交流がらいることに注目しておきたい。

まず、神野の問題意識はこうであ

のために、そして「自ら」もまた幸

支えてきた「人間の絆」が崩壊してといった社会的病理に脅え、凶悪犯罪などによる社会的秩序の乱れに恐怖などによる社会的秩序の乱れに恐怖の誰もが感じとっている。それは、の誰もが感じとっている。それは、のだもが感じとっている。その原因を国民の誰もが感じとっている。それは、の難もが感じとっている。それは、

た合えば、悲しみに暮れている人は ということであり、「悲しみを分か は、「オムソーリ」と「ラーゴム」 は、「オムソーリ」と「ラーゴム」 は、「オムソーリ」と「ラーゴム」 は、「オムソーリ」と「ラーゴム」 ということであり、「悲しみを分か をの意味は「悲しみの分かち合い」 をいうことであり、「都市問題」と認

という。総有も基本的には「他者」を感じ、幸福を実感するからである」とって、自己の存在が必要不可欠なとって、自己の存在が必要不可欠なを感じ、幸福を実感できた時に、生きがい存在だと実感できた時に、生きがいな しかいう。 総有も基本的には「他者にという。 総有も基本的には「他者」

のである。 福を得るために土地に働きかけるも

ま感できる」というのである。 実感できる」というのである。 実感できる」というのである。 実感できる」というのである。 実感できる」というのである。 実感できる」というのである。

総有の共同体は、それが公益法人、 NPOそして会社組織であれ、この 生命力があるのであり、丸亀の二つ ような「幸福感」が満たされてこそ との会社もそのようなものとして理解

とになる。

源的である。ると、ここでも神野の指摘は深く根ると、ここでも神野の指摘は深く根さらに、肝心の所有との関係をみ

『人間は「所有欲求」を充足すると、『豊かさ」を実感する。八間は「存在欲求」を充足すると、「幸福」を実感する。工業社会とは「存在欲求」を追求と、「幸福」を表とは、工業社会とは、「幸福」をを、

まり、人間の人間的な欲求である。 「存在欲求」そのものを追求できる社会が、ポスト工業社会なのである 社会が、ポスト工業社会なのである していえば、ここでいう所有欲求の していえば、ここでいう所有欲求の 世型こそ「絶対的所有権」であり、 工業社会はこの「絶対的所有権」が 工業社会はこの「絶対的所有権」が 人であった。ポスト工業社会では、 たの個別商品が解体されて相互に富 を分かち合うための源泉となり、 人々は存在欲求を満足させていくこ

総有とは、このような意味で人間の存在欲求を充足させるための法的の有権」として新しく構築されていい道具概念であり、それは「相対的の存を後述を充足させるための法的

五 総有論の現代的展開

は一に見た「孤独死」や「買い物難おける理論的前衛として、またそれは一方で現代のパラダイム転換時は一方で現代のパラダイム転換時は一方で現代のパラダイム転換時

的要求として認知されていかなけれ の日本社会に「幸福」をもたらす社会 践的な武器として、またそれは将来 民」といった都市問題に対応する実

ばならない。

ておこう。 る、 これは県の基本構想ともなった。そ う。この提案は、平竹耕三が調査し 用という「総有」論しか解決の方法 同体による「所有権」の全体的な活 は、 りつつある。 してさらに、 来への提言~コモンズからはじま 長野県総合計画審議会最終答申「未 うに、田中康夫知事時代の長野県が、 ただけでなく、 ているように各地で実験が開始され がないということを知るべきであろ らの人々の存在拠点となっている共 り早い「助け人」はもちろん、それ 売や出張マーケットといったてっと であり、 組織がなければ救済することは困難 (平成 実際に「孤独死」や「買い物難民 「悲しみを分かち合う」思想と 信州ルネッサンス」(2004 16) 年3月15日) を発表し、 それは情報の収集と通信販 それをいくつか紹介し 以前にも紹介したよ 部政府の政策ともな

①土地利用重視への政策シフト―農

表〉」を定め、「所有から利用への転

ŋ 農業の担い手への農地の利用集積を とが必要とされている。 能をもつ組織)が間に立つことによ 離し、農地の利用について、 を促進するには、所有と利用を切り 図ろうとするところにある。提案内 その問題意識は、農家の意識改革や 方向」という提案がなされている。 も同年3月9日には、同有識者会議 26日に「農業政策に関する有識者会 容としては、 から「農地の面的集積に係る論点と 議」を設置することを発表し、 定の組織 農林水産省では、2007年1月 次のような仕組みを構築するこ (面的集積を促進する機 農地に関して面的集積 地域の 早く

き受け。 ②その農地を右の組織が一括して引 ①出し手・受け手の関係を遮断。

行 ④必要な場合に賃借料の徴収等を代 ③まとめた形で担い手へ再配

分。

て」を発表した。

11月6日に「農地政策の展開方向に いて〈農地に関する改革案と工程 これを受けて同省は、2007年

> いる。 ないという理念の下、 作放棄地の増加等の問題が深刻化し 見ると、担い手の高齢化の進展、 ては厳しい規制を維持しつつ、 権の規制を切り離し、 として有効に利用されなければなら 用への転換を図り、 てきている。このため、 ため、「農業・農村をめぐる状況を 換による農地の有効利用の促進」 権については規制を見直す」として 農地は農業資源 所有権につい 所有権と利用 所有から利 利用 耕 0)

業・サービス業 ②土地利用重視への政策シフト―商

利用の分離とまちづくり会社の活動 りまとめとして、「不動産の所有と による中心商店街区域の再生につい 経済産業省では、2008年3月 中心商店街再生研究会の中間と

能力の高い者へ移転することをい 帰属を変えずに、 所有者から、その実質的な所有権の 利用の分離」とは、 この報告書は、「「不動産の所有と 利用権を他の利用 土地・ 建物等の

> る。 借家契約、信託契約等の活用により う」としている。具体的には、 る方向が示されている。 くり会社が中心商店街の空き店舗に 0 細分化された地域において土地利用 中心商店街区域のような、所有権 おいて、 共同化を図っていくとの認識であ 利用権を集約化して一元管理す また、現実論としては、まちづ 不動産の所有と利用を分離 借地

②土地・建物の所有者およびそこに 地・生活地としてのポテンシャルを 生活する人々の利益、 利用に関して、 たより合理的な権利関係の調整、 ネジメントを行う視点。 生活者の立場に立っ つまり商 7

①中心市街地の土地・建物の所有と

③つねに住民の合意形成を大切にし た市民主導の視点。

向上させる視点。

最後に

めの道具である。そしてその文脈 延べ、さらに現代においては、 としての生活の質の向上をはかるた おける不幸に対して救済の手を差し 都市計画とは、それぞれの時代に 人間

●注

* 1

グローバルにいえば、「資本主義」 業社会から工業社会へ、工業社会か と「社会主義」の対立を超えるもの 客体」から「統治主体」へ、もっと から「存在要求」へ、さらに「統治 であり、それは人々を「所有要求」 なければならない。総有論はその中 標による定義によれば、現代都市型 らに松下圭一法政大学名誉教授の指 ら知識社会へという文脈の中で、さ として位置づけていくのである。 心的理論として位置づけられるもの 出版会)の近代化1、2、3型から 『戦後政治の発想と文脈』東京大学 社会の「政治モデル」(松下圭一 「市民政治」に進む過程で構築され

代都市問題の解決と人間の質の向上 最後に本誌の読者に問いかけた あなたの提案している政策は現

に役立つか?

世帯の増加もその中に位置づけてい リエイツかもがわ2007年)は、 市問題を歴史的に整理し、一人暮らし 柴田徳衛編著『東京問題』 **つ** 都

る。

* 2 見出しで、 は、 バスよっかいち」の例を紹介している。 〇法人による三重県四日市市の「生活 線バス廃止に伴い住民が設立したNP 送サービス「買い物定期便」と、②路 ちづくり協議会」有志による住民の移 ュータウン」の地域住民でつくる「ま 「買い物難民600万人」という 2010年4月15旧寸東京新聞 ①埼玉県所沢市の 「椿峰二

* 3 リス、アメリカ』(東大出版会199 3年) 参照 の都市法——ドイツ、フランス、イギ 市法について詳しくは原田純孝『現代 イギリスのほか欧米主要国の都

* 4 所出版会1969年)。 市計画法」(竹内藤男訳 ディズモンド・ヒープ 『英国の 鹿島研究

> 研究紀要第1号2004年)。 の理念(1)」(清泉女学院大学人間学部 * 5 東秀紀『イギリス近代都市計画

* 6 久高島等の例がある。 地憲章を制定している沖縄県知念村の は 地である和歌山県高野町、「島の土地 年)で紹介したように、高野山の寺領 行っているところとして、 い都市と祈り』(学芸出版社2006 [宇久高] の総有に属す] という土 このほかにも総有的土地利用を 拙著 『美し

* 7 と公共財の二分法が一般的ですが、そ 論には私有と公有、経済学には私的財 例えば元京都大学教授の池上惇にも見 る。しかし経済学と総有論の接近は、 デルによりかかりすぎという批判もあ たその論があまりにもスウェーデンモ 見るとかなり「異端」といえよう。ま 著者も述懐しているように、従来の自 れらの中間には、 られる。池上はそのブログで、「所有 由市場と貨幣を土台とする経済学から 神野『分かち合いの経済学』は、 『準私有』 「準公有」

> にみているといえよう。 ら展開しているのであり、 都市ベネチア、アメリカのコミュニテ をラスキン、二宮尊徳、行基、 ンだけでなく人類の普遍的な歩みの中 様な意見を述べている。 スキン思想)として、 類学再考 題2010年5月2日 の所有形態として位置付けるべきだ 有はそれを現代的に再生させる過渡期 で見出し、 を持っています。人類が試行錯誤の中 定的な分類方法と、中間的なものに あります。私は、この二分法による固 (池上惇ブログ文殊文庫便り今日の話 『総有』を所有の本質とし、 「準』をつけて満足する経済学に疑問 "準私的財" 【準公共財』 などの概 職人と地場産業の世界等を見なが 私の教育人生5 上肇とラ 歴史的に形成されてきた 私だちと全く同 第39部文化 池上はその論 スウェーデ 私有や公 念が

による。 特集)第4巻第1号(2009年9月) 究——」」(龍谷大学経済学論集(民際学 地制度――長野県飯田市における事例研 * 8 平竹耕三『再論・コモンズの土

土地の所有権を見直さない限り、 建築基準法を改正したところで、 建築・都市は美しくならない

五十嵐敬喜

権力主導ではなく、住民主導による都市計画のあるべき姿を追求し、 全国の自治体のまちづくりや不当な建築に対する 住民運動への協力および啓蒙活動を続けている五十嵐氏。 日本の都市の惨状に対し、国のみならず、地方自治体のあり方について、 数多くの具体的提言を行う一方、 近年では、タブーとされていた憲法改正論にまで踏み込み、

何が論点か

建築基準法の改正論が盛 んである。もちろんこれ は現在政府がやろうとし

ている「建築確認事務の微調整」などという姑息なものではなく、現行法の大幅な改正をめぐってである。それらを見ると、論点はおおよそ3つに絞られつつある。

美しいまちづくりの提案を果敢に続けている。

●.....建築基本法制定か実定法改正か

建築基本法とはいわば建築理念を定めるものであり、この主張には韓国の建築基本法が影響している。つまり、まず基本法で大きく建築の理念をうたい、その制定後にこの理念に基づいて順次建築基準法などの実定法を改正していくというものである。これは立法改革の方法として、総論から各論へ深化させていくという意味で論理的であり、また例えば建築を単に技術的なものとしてだけでなく文化的・歴史的なものとして捉えるなどという理念を打ち出すものならほとんど異論はなく、支持者が多い。

ただ、これは理念を定めるだけのものであるから現実には何の影響もなく、韓国が現在そうであるように、政権が全力で取り組まないとそこでストップしてしまい、砂上の楼閣になる可能性がある。かって地価高騰時代に制定された日本の土地基本法はその代表的な例である。

他方、実定法の改正というのは建築基準法そのもの を改正しようとするものであり、改正されれば直ちに実 効力を持つ。それだけに逆にこのシステムによって恩恵 を受けていた側からは強い抵抗を受ける。

❷.....集団規定と単体規定の分離

さて、理念のほかに多くの人が同意している改正の方向 は、単体・集団規定を一緒にしている現行法を、建築の 安全にかかわる構造や保健衛生に ついては国で基準を設定する、用途 地域などのいわゆる集団規定は地 域のあり方に直接かかわるものとし て自治体が担当するというように分 離するというものである。

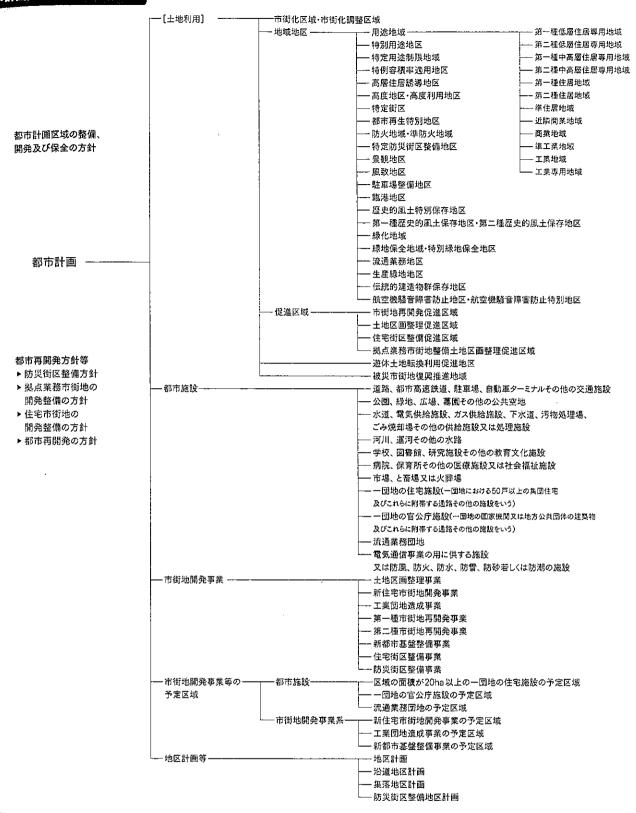
もっとも、この集団規定については現在の用途や建蔽率、容積率といった基準をそのまま受け継ぐ(自治体は国が定めているメニューを選択する)のか、環境や景観といった地域の特性を入れて条例で独自の基準を制定できるようにするのか、という部分はまだよく煮詰められていない。

❸.....確認か許可か

これは②の集団規定のありようと関係している。改正法が現行法の規定している用途、建蔽率といった数値基準(私は現行都市計画法の本質は線引き、色塗り、数値基準にあると考えている)をそのまま受継するのであれば、そこには自治体の裁量を入れる余地はなく、これまで通りの確認システムが維持される。これに対して環境や景観といった必ずしも数値では捉えきれないものも対象とするという場合は、自治体に裁量権がなければ運用できないので、許可システムを採用するということになる。

なお、これには現在の民間指定機関による確認をどうするかという問題が関係する。単体規定と集団規定の分離という観点だけから言えば、民間指定機関はそのまま存続させて単体規定だけを担当させ、集団規定は自治体が担当するということにすればよい。しかし、これに確認か許可かという論点

都市計画区域の都市計画の体系



を付け加えるともう少しこの関係は複雑になり、場合によっては民間指定機 関の廃止ということも起こりうる。

おおよそ以上が最近の論点であるが、私の結論は、順に言うと●は実定 法改正、❷は単体規定と集団規定を分離させ、集団規定は自治体の自由に させる。そしてそうすると、❸は論理的に許可制となり、民間指定機関は現 行法のように自治体の審査と並存するのではなく、審査対象が限定された 自治体業務の補助機関ということになる。

準都市計画区域の都市計画の体系



少子・高齢化時代に入り、 都市は縮小 数値基準か言語基準か? 改正が必要なのか。い

なぜ、今建築基準法の

ろいろな考え方があり、それがこの論点と関係してい る。私が何よりも改正の一番大きい要因と見ているの は、今後日本は急速に少子・高齢化の時代に入り、都市 (人口、経済、諸活動などなど)は縮小していく(ただし、東京とその 他の都市では縮小のプロセスも質量もまったく異なる)という事実 である。まず、これまでの都市法は都市の膨張を前提に してつくられてきた(公共事業法はその典型)ということを確 認しておきたい。建築基準法はそこに定められた数値 に合致しさえすればいつでも誰でも建築できるというも ので、それは量的不足部分をてっとり早く満たすという 点では意義もなくはなかったが、他方、現在の都市の混 乱を招いた。

今後、日本は量から質の確保に移行しなければなら ない。「質」として地域の環境や景観、あるいは歴史や文 化などが尊重されなければならないというのはほぼ大 方の合意であり、これは地域主権、持続可能性などの 政治的、生態学的、社会的な主張とあいまって急速にそ の力を増すであろう。そしてそのための最も適合的な制 度設計はどのようなものか、というのが今回の最大の論 点なのである。ただ、これだけではいかにも抽象的(大方 の議論はここでストップしている)なので、この論点をもう少し

明確にするために、日本の都市システムについて整理しておきたい。日本の・ 現行都市法は、簡単に言えば次のような構造となっていた。

●マスタープラン――日本では全国すべての自治体で当該都市の目標を定 めるマスタープランを策定している。これには住民が参加し、議会の承認を 受けるようになった。その意味でこれは都市の憲法とでも称すべきものであ り、ここには土地利用、道路・交通網などという従来からのもののほか、「水 と緑の織りなす郷土]とか「歴史的・文化的資源の活用」などといったことも 盛り込まれている。総じてマスタープランは「言葉」で書かれるという意味で 「言語の世界」といってよいだろう。

●都市計画・建築基準法──この都市の憲法を制度的に受け止め、実施に 移していくのが都市計画法や建築基準法である。これは前述のように数値

020

いがらし・たかよし | 1944年山形県生 まれ。1966年早稲田大学法学部卒業。 1968年弁護士登録。1995年現職。 主な著書『都市法』(ぎょうせい、1987 年)、『都市計画』(共著、岩波新書、 1993年)、『美の条例』(共著 学芸 出版社、1996年)、『美しい都市と祈り』 (学芸出版社、2006年)、『建築革命』 (共著、建築ジャーナル、2006年)

基準となっていた。さらにこの数値基準をもう少し拡大していうと、日本の それは他国に比して強大な土地所有権の保護のもとで、開発に傾斜した大 変緩い規制となっていること、およびこれが市場経済の活用の名目でどん どん「規制緩和」されてきたことは周知の通りである。

その結果、マスタープランで「水や緑」あるいは「歴史的・文化的資源」など として位置づけられた地域もマンションやパチコンコ屋、あるいは駐車場な どになってしまい、マスタープランがまったく反故にされ、地域は全国どこ でも惨憺たる状態となった。言ってみれば、マスタープランの言葉の世界と 建築基準法などの数値の世界とはまったく分離してしまっているのである。 東京とその他の都市の格差、全国どこにも見られるばらばらな都市、商店 街の衰退と都市の郊外化などもこの分離に起因している。

もちろん、日本にはこれを是正するための地区計画、景観地区など、市民 のイニシアティブにもとづいて建物の形態や意匠、色彩などを規制していく

> システムもないではない。しかし、これらはあくまで部 分的、任意的なもので、強制的なものではない。また地 区計画は、東京丸の内の「大、丸、有」のように三菱地所 を中心にした日本有数の企業が「緩和型地区計画」を実 施している事実に見られるように、規制よりも緩和のた めに使われるという逆転現象が目立ってきた。

> これら全体を数値基準と言語基準との関係で見ると、 日本は地区計画や景観は都市法の数値基準の世界にい くらか言語基準を持ち込もうとしているが、数値基準(と りわけ利権の構造)という厚い壁の前に跳ね返され、席巻さ れている状態と見てよいだろう。

総有論の主張 放棄される所有権

このような都市の状態 の中で、市民は建築や 都市はすべて商品とし

て市場で売買されるもの、あるいは国や自治体から一方 的に提供されるものという観念に支配され、その中から 自分に合うものを「選択」する主体というだけの存在に なってしまった。選択するだけの人というよりさらに、 東京でも地方都市でも近隣と付き合う人は少なくなり、 マンションでは互いの名前すら知らない「孤立する人」と なっている。このような状態のなかでは「まちづくり」(こ れも抽象的には誰も異論がない)など何万回唱えてもいかにも 無力だというのが実感である。

一方、これらをコントロールすべき都市法は、数値基 準の数値を緩和するだけでなく、耐震偽装などの矛盾 などに対応するために幾多の改正を重ね、誰にも理解 できない膨大な法典となった。要するに都市法と市民と の間の距離はものすごく遠くなり、誰も興味さえ抱かな くなりつつあるのである。

しかし都市は市民がいなければ存在できず、そのた めにはまず市民に都市や建築に興味を持ってもらわな ければならない。それがなければどんなに立派な法律を つくっても無意味である。とりあえず私たちはマスター

■プランの「水と緑」、「歴史と文化」について強い意識を 持つことが必要である。憲法通りに実現させるためには、マンションは設計 を変更させ、パチンコ屋は中止させ、駐車場は適正に利用されるように誘 導しなければならない。

このようにちょっと働きかけてみると、誰しもすぐ気づかされることがあ る。それはこのような働きかけは法的にはまったく効力を持たないという事 実である。マンションもパチンコ屋もそして駐車場も、すべて日本の絶対的 所有権のもとでは「合法」だからである。強力な土地所有権の前には憲法も まったく意味をもたない。

さらに、この強力にして完璧な土地所有権は農村での耕作放棄地、マン ションの廃屋などなど所有権の放棄としてもあらわれてきている。空地、空 室の増大、そして集落や丸ごとマンションの放棄はまちづくりの自殺であ る。それでも強力な土地所有権の前に誰も介入できない。まちづくりをする ためにはこのようなわがままな「個別所有権」を止揚して、自治体、NPO、組 合、商店街など共同体全体がそれら個別土地所有権を売買による取得、賃 貸による利用、あるいは信託などの方法でとりまとめ、さらにこれに適正な、 つまり憲法に基づく土地利用を与えなければならない。私はこれが今後の 都市法の基礎となるべきであり、これを「総有論」(コモンズ)の都市計画として

提唱した(**)。建築基準法はこれを受けて当該地域独自 のルールとなるのである。

「水と緑」を守るということはどういうことか、「歴史と 文化 を育てるためにはどうすればよいか。それらは抽 象的なスローガンにとどまることなく、正確に言葉で定 義され、しかも行動基準として明確に提示されなけれ ばならない。

神奈川県真鶴町の「美の基準」は、69のキーワードに よってそれらを言葉によって具体化し、議会の議決に よって正統性を与えた。真鶴町ではその後、これら美の 基準を強化するために空地や空室の活用に自治体が積 極的に関与し、自治体全体としての美の基準による利 用方法を強化した。 つまり 「総有」が美の基準のバックグ ラウンドとなり、一体化したのである。

真鶴町だけでなく、先の山林や農地、あるいは商店 街、マンションなど放棄の現実に遭遇して、全国各地 で様々な総有が実践されるようになってきた。総有論は このような実践によってリアリティを持つことができる。 そして個別建築がその実践に適合しているかどうかを 判断するのが自治体の「許可」権限ということになる。

……五十嵐敬喜ほか【都市計画法改正「土地総有の提言」!

もう一つ、特に建築家などに拒否反応が強いのは自 治体の[許可]についてである。彼らの主張は、建築は専 門家である建築家に委ねてくれればおのずと町は美し くなるのに、許可などという形で権力が介入するとろく なことにはならないというものである。

さらにもう一つは、自治体無力論である。最近は建築 確認が民間指定機関に移行したこともあって、自治体 職員は専門家として建築業務に携わることが少なくな り、図面を引いたり、見積もりができる人が極端に少な くなったということである。自治体の能力は明らかに低 下している。

それでは自治体権力の介入をできるだけ少なくして 建築家に任せればいい方向に向かうであろうか。残念 ながら日本の建築家は建築士という技術者であり、医 師や弁護士のようなプロフェッション、つまり建築主か らの自由が認められていない。またこれも日本独自のこ とであるが、日本の建築家はゼネコンあるいはハウス メーカーなどの社員となっていて、彼らには初めから営 利追求が義務づけられている。日本の建築や都市はあ まりにも経済の道具にされすぎている。したがって建築 家の行動を自治体がコントロールするのは当然である。

頭の痛いのは自治体職員の能力の低下である。現状 では彼らに建築物の「質」を判断させることは大変危険 である。しかし彼らの能力が低下したのは、彼ら自身の 責任のほかに民間指定機関に建築確認業務が移ってし まったというような外部環境の変化もある。「質」の判断 については自治体だけでなく、市民あるいは専門家など を入れて徐々に改善していく必要があろう。

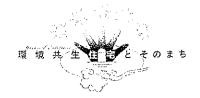
最後につけ加えたいことがある。それはこのような総 有論と「許可」を前提にした建築のシステムは、実は外 国ではほとんどどの国でも採用されているものであり、 日本のような建築確認制度はむしろ異端であるというこ とである。もちろん外国には外国の事情があってすべて 万全というわけではないが、とにかくこれら許可制を採 用している国々の都市は日本と比べてはるかに美しいと いうのは事実であろう。とすればその採用を躊躇する理 由は一つもないのではないか? (Q)

個人の権利と自治体無力化

この主張は一般的には理解されつつあるように見えるが、 総有論への批判とその反批判「専門家の間には強い批判がある。

第一に、現在のように個別所有権がすみずみまで貫徹し

てしまった社会ではもう総有のような統合化はできないというものである。確かに日本にはその ような現実が強固にいきわたっている。しかし、それにもかかわらず総有への運動を禁止する理 由はまったく見つけることができない。私の主張は日本全土を一挙に総有化せよなどというもの ではなく、それを望む主体にはその自由を与えよというにすぎない。多分、景観条例を定めてい る自治体や放棄地に悩む自治体などでは早急に総有化の方向に移行していくだろう。そうしな ければ生き延びていくことができないからである。



総有論の都市計画

五十嵐 敬喜(法政大学法学部教授)

日本の都市計画法は、絶対にして強大な「土地所有権」(憲法29条)に対する最小限の「規制法」でしかない。 その結果、土地所有権は「商品」となり、自由市場の下で、 いわば資本の赴くまま開発されたり開発されなかったりした結果が、現在の都市である。 美しいまちづくり、都市計画のために「土地の現代的総有」を提言する。

2009年8月30日の衆議院総選挙によって政 権が交代した。この民主党を中心とする新 政権は、単に麻生太郎内閣から鳩山由紀夫 内閣に代わるというだけのものではない。 内外の客観的情勢(たとえば100年に1回と いわれる世界金融危機は資本主義と社会主 義といった枠組みを越えるといわれている し、CO2の増加に象徴される地球環境の悪 化は地球の崩壊を予感させる)を見れば、 言葉は旧いが日本の「近代化過程」の中で 「明治維新」「昭和維新」に引き続いて「平成 維新」を担わなければならない政権なので ある。もっと平易にいえば、この新政権は [子育て支援]や[高速道路無料化]といった、 いわば「金」さえあれば誰にでもできる政策 ではなく、「国家の形」の再構成を最重要課 題としなければならない。課題は広くかつ 深いのであるが、これを「都市論」にひきつ けていえば、

- 1 日本の都市は東京とその他に二極分解 しつつある。
- 2 日本の都市はどんどん醜くなりつつある。
- 3 日本の都市計画は強大な土地所有権が 前提になり、そのため規制が弱く、すべ てが経済によって動く。1と2はその結果 である。

4 さらに近年は、山林、農地、限界集落そ してマンションの老朽化などで「所有権 の放置」が見え始め、これが急速に現 実化しつつある。

これをいかに逆転するかが新政権の課題なのである。本来これらの歪みを調整するのが「都市法」、なかでも都市計画法であるとされてきた。しかし、アメリカやヨーロッパと異なって、日本では都市計画という言葉はほとんど存在感がない。まさに現在の都市計画法こそがこのような現実をつくってきたということを重視すべきなのである。

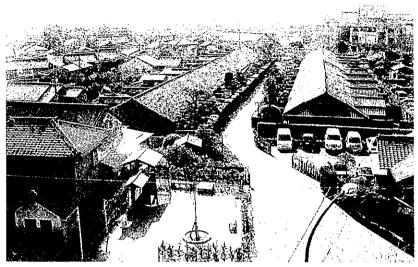
さて、それでは現在の都市計画法が現在の都市をつくってきたとはどういう意味か。 端的に日本の都市計画法は絶対にして強大な「土地所有権」(憲法29条)に対する「規制法」として構成されている。「絶対にして強大な」という意味は、土地所有権の三大機能といわれる「利用、収益、処分」について「原則自由」=「建築自由」とされているということであり、この原則の下では「規制」は最小限でなければならない。その結果、土地所有権は「商品」となり、自由市場の下で、いわば資本の赴くまま開発されたり開発されなかったりした結果が、現在の都市となったということなのである。 従って、このような現象を抑えるためには 土地=商品、もっといえば、その根源である 「絶対にして強大な土地所有権」を是正しな ければならない。本稿でいう総有論の提唱 は、このような問題意識から発想された。

総有とは

そこでまず「総有」とはどういうものか、という点から説明しよう。

日本では、土地や建物などの不動産を個人、企業あるいは国や自治体という主体が単独で所有する(これが資本主義国での土地所有権の原則)、あるいはマンションなどを様々な主体が共同所有(建物の内部空間は単独所有であるが、土地あるいは入り口ホール、階段などは共同で所有する。この共同所有は持分権という形をとる)するというのが一般的だ。単独所有の場合、憲法および民法によって原則として「その使用、収益、処分は自由」とされていて、その規制は最小限度に抑えなければならないとされている(以下これを「近代的土地所有権」という)。

この共有は、持分権によって制限される (たとえばマンションの建替えは区分所有法



三重県松阪市にある江戸時代末期建築の武家屋敷「御城番屋敷」(写真:松阪市商工観光部)

によって5分の4の同意がなければできな い)ことはあるが、原則自由とされている。

さて、総有はその代表的な例といわれる 「入会権」を想起すればわかるように、原則 的には村落共同体などの組織がその土地全 体を所有し、共同体の構成員が集団的に利 用し、その利益を全体で得て、それを構成 員に配分するというものである。共有は、た とえばマンションのホール、エレベーターな ど一定の部分を共同利用するという点では 総有と似ている点もないではないが、構成 員はいつでも自由にその「持分権」を売買す ることができる、という点で総有と決定的に 異なっている。総有の場合、構成員は土地 に対する総有的権利は他に売買することが できず(構成員の内部では可能である)、共 同体からの離脱は権利の放棄となる。

総有権は、これまでは入会権(入浜権、漁 業権、温泉権)、財産区、森林組合、そして 溜池や神社社有地など、第一次産業と結び ついて「共同体が存在」してきたところ、ある いは「特殊な目的や契機」を有していたとこ ろ、さらには共同体全体の「聖域」などで認 められてきたい。

その意味では、これらの総有はおよそ個 人の自由や平等、あるいは信仰への疑いな

どを特徴とする「近代」とは程遠いものであ ったといえるであろう。言い換えれば、近代 的土地所有権は近代的な産業、商業、交通、 などと結びついて、古くからの共同体やルー ルを解体する最も強力な道具でもあったの である。しかし、注意深く社会を観察すると、 このような近代的土地所有権を土台にする 近代社会の中で、実は、古典的な総有的土 地所有権とは少し形態を変えた総有的な土 地利用形態が今でも生きていること、あるい はさらに現代的に再構築されようとしている ことがわかる。

そのような例を、平竹耕三の『コモンズと しての地域空間 共用の住まいづくりをめざ して』(コモンズ:2002年)および『コモンズと 永続する地域社会上(日本評論社:2006年) の中からみてみよう。

注1) 人会権は、村務共同体等(入会集団)が一定の 主体として山林原野において土地を総有し、伐木・採 草・キノコ狩りなどの共同利用を行う慣習的な物権で あり、民法が定める用益物権である。似たものに入浜 権や、温泉権がある。財産区は、市町村の一部が財 産又は公の施設を有することにより一定の既存利益を 維持する権利の保全を目的として、一部の地域とその 地域内の全ての住民を構成員とする法律的に認めら れた特別地方公共団体である。財産区の沿並は占 く、江戸時代以前からの農耕を申心とした生活共同 体として自然発生的に生まれた「自然村」的な性格に

基づくものといわれている。この自然村的役割のなか で農業用溜池や入会林野等の村民総有の財産が生 まれ、使用収益されてきた財産が財産区財産の母体 となって山林、温泉、溜池などを所有する。生産森 林組合は、組合が所有する森林について、組合員が 共同で森林経営を行うものである。財産区も生産森 林組合も人会権が母体になっているものが多い。

現代的な総有事例

①三重県松阪市御城番屋敷

松阪市にある江戸時代末期建築の武家屋 敷。松阪城を警護する御城番であった紀州 藩士20人とその家族が住むために建てられ た組長屋である。この20家の祖先は主に横 須賀党と呼ばれ、徳川家康の時代に武功が あった。その後徳川頼宣に付与され紀州 藩士となった。幕末に一時浪入した時も 結束は強く、共に帰藩することができた。 明治後、版籍奉還により各家が疎遠になる ことを避け、家名が絶えないように生活して いくため、秩禄処分により支給された現金や 公債を拠出し、1874年に賛同する15家で苗 秀祉という会社をつくった。そしてその資 金をもとにこの屋敷をはじめとする官有地の 払い下げを受けて農業・商工業を営むこと にしたのである。居住者が社員として参加

協力して自給的農業などを行うことで自立し たコミュニティをつくりあげることができた。 苗秀社は1926年には商法上の合資会社とな り、その後社員は11名となって今日に至って いる。社員のうち6家族がここに住むほか、 借家人の家が11軒ある。ここでは苗秀社が 広範囲に土地を所有することで、周辺環境 が保持されている。

②京都市東山区祇園町南側

江戸時代は建仁寺の寺領であったが、明治 維新後に京都府の所有となり、地元に払い下 げられた。現在は学校法人八坂女紅場学園 が所有している。学園は約6000坪の土地を 200区画ほどに分割してお茶屋、飲食店や住 宅に賃貸している。固定資産税の額をやや 超えるほどの低廉な価格で土地を貸すことと 引き替えに、借地人との間で祇園の由緒ある まちなみを守るための合意書を締結し、自主 ルールに従って建物の外観デザインを決めて いる。このため借地人が入れ替わってもまち なみが保存されていく仕組みになっている。

③京都市上京区相国寺

京都御苑のすぐ北に位置する臨済宗相国寺 派の大本山である。1941年、前年に宗教団 体の国家統制を目的とする宗教団体法が施 行されたのを契機として、相国寺とその塔 頭12か寺を維持するため、相国寺はその土 地と所有財産及び各塔頭の共有財産をもっ て財団法人万年会を設立した。相国寺関係 全体での土地所有面積は約6万坪である が、約半分の土地はこの財団法人を通じて 賃貸している。原則は借地経営であるが、 万年会が自ら4~5軒の建物を所有して借家 経営をしている例もある。借地契約に際し ての特別な約束事はないが、建物は原則と して木造で、非木造を含めて3階までとし、 4階以上は断っている。

④琵琶湖東南・株式会社グリーンちゅうず

琵琶湖東南部の滋賀県野洲市にある全国 初の特定農業法人である。1991年12月に有 限会社として設立されたが、2001年4月には 株式会社化されている。特定農業法人とは、 農地の保有や利用の現況などからみて、将 来農業の担い手不足が見込まれる地域で、

その農地の過半について利用権の設定や 農作業の受託等によって農地の利用の集積 を行う農業生産法人である(農業経営基盤 強化促進法23条4項)。グリーンちゅうず は農作業の受託のほかに、賃借料を支払え ば自由に農地を使える仕組みである利用増 進契約によって農作業を行っている。2004 年には契約而積が110haを超えた。資産と して農地は保有したままで耕作だけを頼ん でくる人が多い。農地は利用目的が限定さ れていることに加え、農村は農地所有への 執着心が強いので、土地所有権をそのまま にして安定的に利用権を設定できる。

⑤近江長浜・株式会社黒壁

長浜市は琵琶湖の北東部に位置する。株式 会社黒壁は、長浜市を筆頭に地元の銀行や 中小企業が株主となって1988年4月に設立さ れた。ガラス工芸品の製作・販売、ガラス文 化の研究調査のほかに、まちづくりの情報収 集なども手掛けている。「黒壁」は明治時代 に第百三十銀行長浜支店だった建物が黒漆 喰の外壁であったため「黒壁銀行」の愛称で 親しまれたことに由来する。この建物が売り に出され解体されるというときに、これを保 存して商店街活性化に利用するため、当初 第三セクターとして発足した。商店街活性化 のコンセプトは建物を含めた歴史性、曳山ま つりを中心とした文化・芸術性、世界を視野 に入れた国際性の3つであり、本物のガラス 文化を追求し、事業化することで国内初のガ ラスの本場となることを目指した。そして単体 の建物だけでなく、まちなみになれば魅力的 になるという考えから、周辺家屋を借りて改 修される前の家屋に復元し、軒がつらなる風 情をつくり出した。こうして黒璧グループがで きあがった。会員は、入会金や会費、定期 会合等といった負担と、統一看板の掲出、黒 壁加盟店としての位置づけなどの権利によっ て、グループとして一体的に事業を進めてい る。これは黒壁というブランドを共有すること によって土地・建物を協同して利用している ことにほかならない。

⑥高松市丸亀町商店街

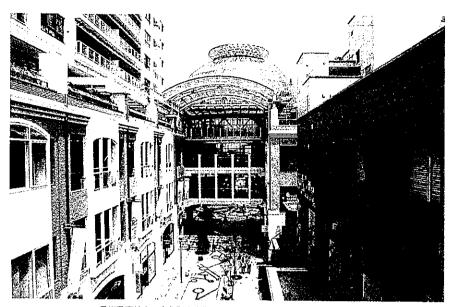
高松市北部の瀬戸内海沿いに位置する高 松城の少し南側にある丸亀町は、県庁や市 役所、オフィス街の集中した市の中心部であ る。丸亀町商店街では1983年から次の100 年を目指したまちづくりを始めた。事業は都 市再開発法にもとづく第一種市街地再開発 事業であるが、施行者である市街地再開発 組合以外に、「高松丸亀町壱番街株式会社」 と「高松丸亀町まちづくり株式会社」がつ くられた。壱番街社は保留床の取得を目的 とする会社であり、まちづくり株式会社は再 開発ビルの管理・運営を行う会社である。

再開発に際しては、通常、地権者の土地 を建物の床(権利床)と等価交換し、その残 った床(保留床)が土地所有権つきで売却さ れるため、事業後は、建物は区分所有に、 土地は共有になって所有と利用が分離され ない。丸亀町では、地権者は従来どおり十 地を所有し続ける。建物の保留床について は壱番街社が買取り、権利床については権 利者から壱番街社が賃借するため、土地の 所有は個々の所有者で、土地の利用者は一 元的に壱番街社となって土地の所有と利用 が分離される。土地の所有者が再開発ビル で営業するときはテナントとして家賃を払う 反面、土地所有者として地代をもらう。借地 権者である壱番街社が一元的に店舗の構 成を決めることができることで統一的な町並 み、デザインを実現できる。ただし、使用権 の共同といっても借地権を総有しているわ けではない。借地権はあくまで会社が所有 し、土地所有者は会社に土地を貸している にすぎない。会社の株主と土地所有者が一 致するわけでもない。会社が地権者と一緒 になって事業を進めている点、利益が地権 者に分配されている点で総有的(共同的)土 地利用といえる。

総有の特質

これらの現代的な総有は、入会権や財産区、 あるいは神社社有地などと異なって、以下 の点に特徴がある。

ひとつは、総有の主体がかつての村落共 同体と異なって、会社、学校法人、財団法人 など、現代的な組織形態となっているという ことである。ここには、将来NPO、組合、あ るいは自治体など様々な組織が関わること が予想される。



香川県高松市の丸亀町商店街(写真:高松市丸亀町商店街振興組合)

次いで、総有の形態としてもこれらの主体 が土地・建物ともに所有するケース、土地だ けを所有し、建物を全体利用するケースな どがあり、そのうえにそれぞれの「賃貸や 信託」といった利用形態がミックスされて、 様々な形態をとっていることが注目されよう。

さらにまた経営方法についても、完全に 自主的な運営を行っているケースや、国や 自治体が補助金等の投入を行っている場合 もある。

総じて現代的な総有は、様々な主体が土 地や建物の所有権や管理運営権を有し、全

体としてその目的を達成するために、土地や 建物の利用を行い、その果実(収益)は全体 的に配分されるというものである。そして先 ほどもみたように、共有との違いは、「持分権」 というものが存在せず、買取請求もできない から、この集団からの離脱は権利の放棄と なるということなのである。

それでは今、なぜ「総有」なのだろうか。こ れに対してはいくつかの理由をあげることが

総有のリアリティ

| | 御城番屋敷 | 祇園町南側 | 相国寺 | グリーン ちゅうす | 黒壁社 | 丸亀町商店街 |
|--------|-------|--------------|---------|--------------|--------------|--------|
| 所有形態 | 会社•一元 | 公益法人·一元 | 公益法人・一元 | 個別 | 個 別 | 個 別 |
| 主な利用形態 | 自己・一元 | 貸地・個別 | 貸地·個別 | 貸地・一元 | 自己/ 貸家·個別 | 貸地•一元 |
| 主な利用者 | 会 社 | 借地人 | 借地人 | 会 柱 | テナント | 会 社 |
| 空間管理 | 会 社 | 公益法人/ 協議会 | _ | 法定(農地) | 会社グループ | 会 社 |

(平竹耕三 (コモンスと永続する地域社会・より)

各事例における土地の所有と利用の類型

できる。

日本ではいくつかのところで「所有権の放 薬」が始まっている。たとえば山林。山林は 大きく国有と私有(個人と企業)に分かれる が、このうち私有については相続人すら不 明なところが多く、間伐などの維持管理作業 ができないというところが大変多くなった。

次いで農地。農業の不振により、いわゆ る「耕作放棄地」も増えてきている。これらは 個人的な理由であるが、集団的な所有権の 放置がいわゆる「限界集落」である。ここで は集落全体のあちこちで空地が増え、家屋 が廃墟化している。やがて集落全体の放棄 が始まるであろう。そして都市部ではマンシ ョン。周知のようにマンションは老朽化しても 共同所有者の5分の4の同意がなければ建 て替えが出来ない。最近の何百世帯という マンションでは、この5分の4の同意を取り付 けることは不可能であり、老朽化したマンシ ョンは最初は各個人の管理費や修繕費の滞 納から始まり最後には廃墟となる。そのほ かにもこのような現象はたとえばテナントが 入らなくなった再開発ビル、あるいはシャッ ターが閉じられたままの商店街など都市の 基幹的な施設にも発生している。

これらの多くは産業構造の転換、都市の 構造的変化等々から生じているのである が、これに拍車をかけるのが「人口減」であ る。周知のように、この人口減は都市の縮小 と繋がり、私的なものだけでなく公共施設を もガラガラにさせている。これらをどう活用 していくか、あるいは廃墟をどうしたら撤去 できるか。これが近代的土地所有権のアキ レス腿であり、利用、収益、処分の権能をす べて個人に委ねていたら土地は放置された ままとなり、他人は何もできない。かの絶対 にして強大な土地所有権は死を迎えつつあ るのである。これに対して、個人をこえたあ る共同体がさまざまな手法で働きかけるとい うのが総有である。

総有は、とりあえず全体で土地や建物の 資産を所有あるいは賃借し、この資産に全 質で働きかけてこれを利用し、その収益を 全体で分配するというトータルなものである。 その意味で、これら資産の利用を規制する にすぎない現行都市計画法よりはるかに豊 穣な内容を持っていて、土地利用はその中 の一部を受け持つに過ぎないのであるが、 それでもその総有にとって本質的な影響力 をもつということにも留意しておかなければ ならない。

例えば、現代的な総有形態の例としてあ げた京都祇園、滋賀の黒壁、なかでも高松 市の丸亀は、まさしく「商店街の活性化」の ためにプライベートな店舗部分とパブリック な通路などが、例のアレグザンダーの「パタ ン・ランゲージ」を駆使して建築されている。 そしてこのような独自の町は、それぞれの組 織内部で「自治的な建築規範」がつくられて いることに注目しておきたいのである。この 「建築規範」は、組織の構成や運営方法など と共に内部規約あるいは定款など様々な形 態がとられる。そして、このような「建築規範」 がより大きな組織に、さらに組織を超えて地 域全体に及んでいくとき、それは「地域の協 定」「地域の憲章」となり、最終的には「条例」 になるのである。

これをいわば大々的に実験しようとしたの が、筆者が度々紹介している神奈川県真鶴 町の「美の条例」(五十嵐ほか『美の条例』学 芸出版社: 1996年参照) である。美の条例 は、真鶴町で数百年も前から継続されてき た[建築規範士(生き方のルール)を69の言 葉に集約し、これを「美の基準」として条例 化、すなわち真鶴町内部だけでなく、外部 の人たちに対しても強制力を持つルールと して定めたものである。

なお、真鶴町では最近、ここでも始まった 「所有権の死」、つまり空地や空家(相続、引 越し、閉鎖等々)の発生に対して、これを借 り上げ、あるいは建築や入室の斡旋(特にこ こは観光地でもあるので、民宿などの短期 宿泊と異なって、長期的な滞在をするための 施設としての利用)をする等して、町の活性 化を図ろうという企画を実施し始めた(真偽 町空家等情報事業実施要綱)。これはいわば 自治体が地域全体を総有化するものであり、 空室などの借り上げはまさしく個人の土地所 有・利用を超えて、総有として働きかけようと いうものである。美の基準だけでは町の空洞 化は避けられないが、美の基準がなければ 空地はマンションに、空室はチェーン店など に改造されてしまうであろう。

そしてさらにこれをひとつひとつの地域、 あるいは市町村といった自治体を超えて、全 県で実施しようとしたのが、かつての田中康 夫知事のころの長野県のコモンズである。 これは総有とはニュアンスを異にするが、全 員で所有し全員で働きかけるという思想は 共通である。

「社会的共通資本はたとえ、私有ないしは私 的管理が認められているような希少資源か ら構成されていたとしても、社会全体にとっ て共通の財産として、社会的な基準にした がって管理・運営される。たとえば、『土地』 を例にとって考えてみる。土地は、国土を構 成する重要な社会的共通資本である。土地 は私有が認められているが、土地が社会全 体にとって共通の財産であるために、その 土地をどのように使うのかとなると、土地基 本法や都市計画法などをはじめとする法律 や、それぞれの地域に存在する独自のルー ルにより、一定の制約が生じることになる。 換言すれば、土地の利用にあたって、所有 者は完全に自由なのではなく、社会的な基 準にしたがって利用し、管理しなければな らないのである」

「それでは、社会的共通資本をも含めた希」 少資源の最適な配分、持続可能な経済発展 を実現するためには、社会的共通資本を宝 際に管理し、運営する主体として、どのよう な社会的制度ないし管理的組織を想定すれ ばよいのだろうか。

この設問に対する回答は、個人でもない し、国家でもない。コモンズ(Commons)と 呼ばれるものである。

コモンズとはもともと、ある特定の人々の 集団あるいはコミュニティにとって、その生活 上あるいは生存のために重要な役割を果た す希少資源そのものか、あるいはそのような 希少資源を生み出すような特定の場所を限 定して、その利用に関して特定のルールを 決めるような制度をさす。つまり、特定の場 所が確定され、対象となる資源が限定され、 さらにそれを利用する人々の集団ないしは コミュニティが確定され、その利用に関する 規制が特定されているようなひとつの制度を 意味するのである」

(長野県総合計画審議会最終答申「未来へ の提言~コモンズからはじまる、信州ルネッ サンス」2004年3月15日)

つまり、ここでは現代的土地総有はひとつ ひとつの地域からひとつの自治体へ、さらに 複数の自治体がつくる県へと飛躍しつつあ ることがわかるであろう。

総有と都市計画

現代都市の病的現象は、「近代的土地所有 権とその規制」という現行「都市計画法のス キーム」の中で土地が商品化されてしまった 結果として生起していることは前に見た。そ してそれは、東京とそれ以外の都市、あるい は東京での超高層ビルと低層木造住宅の間 に落差を生み出し、土地の商品化によって 人間と人間の関係が切断され、一人ひとりが 個体として「孤独」「断絶」「無関心」「無関係」、 そしてその最終的な形態としての「孤独死」 に追い込まれていることにみられる。

総有は、これに対して「みんな」で社会に 働きかける、つまり孤独や無関心の対極に ある連帯と共同といったものを復権させよう とするものである。そして重要なことは、日 本の都市計画法のなかにも、唯一連帯や共 同作業といったものをイメージする土地利川 計画=「地区計画」があり、この主張は全く

の架空の提案ではないということである。総 有論を現行都市計画法の地区計画に接続 (修正)すれば、総有論は理論的主張から現 実的武器にすることができる。そこでここで は、この地区計画についてみてみよう。

①地区計画は、住民の合意に基づいてそれ ぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを していくための計画で、「建築物の建築形態、 公共施設その他の施設の配置等からみて、 一体としてそれぞれの区域の特性にふさわ しい態様を備えた良好な環境の各街区を 整備し、開発し、および保全するための計画! (都市計画法12条の5)とされている。

地区計画には、一般的な活用としての一 般型地区計画および再開発等促進区を定め る地区計画(都市計画法12条の5)と、特例 的な活用としての誘導容積型地区計画(都 市計画法12条の6)、容積適正配分型地区 計画(都市計画法12条の7)、高度利用型地 区計画(都市計画法12条の8)、用途別容積 型地区計画(都市計画法12条の9)、街並み 誘導型地区計画(都市計画法12条の10)、立 体道路制度(都市計画法12条の11)がある。 このうち接続可能としているのは、既存の 都市計画を規制するための一般型地区計画 である。

②総有主体は、自らの地域の土地利用計画 を地区計画として定めるため、自治体に対 してその案を申請することができ、これを受 けた自治体は、その案が自治体が定める基 本計画(マスタープラン)に著しく背理すると いうことが認められない場合には、この案を 認可しなければならない。

③地区計画で、総有主体が定める「美の基 **準」に基づいて道路や公園、河川その他の** 「整備事業」を行う。現行法では建築物の建 築形態の制限(建ペい率や容積率など)や 道路の整備に限定されているが、ここに、例 えば真鶴町の「美の基準」などで定める建築 規範が導入されるのである。

①地区計画案は、国は勿論、自治体からも 強制されるものではない。由村、農地、限界 集落、商店街、再開発地区、マンション街な どから自発的に生まれる。これらがパイロッ トとなって、それが全国の各地域に広がり、 やがて真鶴町のように自治体全体、あるい は長野県のように全県的に広がっていく。 ⑤その結果、絶対にして強力な土地所有権 は国家が規制するという現行の都市計画が、 市民自らが総有的土地所有権に基づいて自 ら創りだしていく都市計画に変わる。これは 従来の中央集権的都市計画を市民自治的 都市計画に変更するものである。

最後に、この総有論の今後の可能性につ いてふれておこう。市民は総有論に基づく新 しい地区計画を民主党政権の下で法律とし て具体化させることを決意している。そのた め高層マンションに反対する市民団体は今 回の総選挙の立候補予定者に対して、地区 計画=総有を実現させるための準備作業の 第一弾として、次のようなアンケートを行った。

質問1. 都市計画やまちづくりに関する地方 分権を徹底することについて、登成ですか、 反対ですか?

替成 85.1% 反対 0.6% その他 14.1%

質問2. 都市計画・建築基準法に関する自治 体の条例制定権を明確にすることについて、 賛成ですか、反対ですか?

栓成 77.5% 反対 1.2% その他 20.4%

質問3. まちづくりの過程への住民参加を保 障することについて、賛成ですか、反対です か?

替成 82.3% 反対 1.3% その他 15.9%

質問4. 建築確認制度(民間確認制度を含 む)を廃止し、自治体による許可制とするこ とについて、賛成ですか、反対ですか?

栓成 66.0% 反対 1.3% その他 32.5%

質問5. 市民参加によるマスタープランの策定 で、都市計画・開発計画を拘束できるようにす ることについて、賛成ですか、反対ですか?

棒成 74.0% 反射 2.7% その他 22.8%

質問6. まちづくりに関する一連の規制緩和 施策(容積率規制や斜線規制の緩和制度な ど)の弊害をふまえ、見直し作業をすること について、 賛成ですか、 反対ですか?

替成 74.3% 反対 1.0% その他 24.2%

政党別の回答数

| 自民党 | 30 |
|-----|----|
| 民主党 | 83 |
| 公明党 | 29 |

(公明党は個人の回答は2名で、他は党 の統一回答である)

| 共産党 | 109 |
|-------|-----|
| 社民党 | 23 |
| 国民新党 | 2 |
| 新党大地 | 1 |
| 新党日本 | 1 |
| 幸福実現党 | 1 |
| 無所属 | 10 |

少なくとも回答のあったこれらの意見を見 る限り、地方分権、条例制定権、住民参加、 許可制、マスタープラン、規制緩和の見通し について、市民の主張が圧倒的な支持を得 ているということを報告しておきたい。総有地 区計画は、このような中央集権的都市計画の 解体の文脈の中から登場するのである。

【筆者最新刊】

都市計画法改正-- [土地総有 | の提言 五十嵐敬喜、野口和雄、萩原淳司 著 第一法規、2,000円

都市計画法改正